

平成24年9月5日
土地・建設産業局
建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」 の一部改正について

1. 背景

平成23年6月に建設産業戦略会議において取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」において、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。」との方針が示された。これを踏まえ、平成24年11月以降、社会保険未加入業者に対する指導監督を実施することとしているため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「基準」という。）について、所要の改正を行う。

2. 内容

- ① 健康保険法、厚生年金保険又は雇用保険法に違反した役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

3. 適用日

平成24年11月1日以降に行われた不正行為等について、改正後の基準により監督処分を実施する。

(以 上)